

産前産後期間に係る保険料減額届出書

京都市北 区長

京都市国民健康保険条例第20条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出年月日	令和00年00月00日	
A. 世帯主	記号番号	京 101234 - 1234
	フリガナ	キョウト タロウ
	①氏名	京都 太郎
	②生年月日	昭和(平成) 00年00月00日
	③住所	京都市北区00町1番地
	④個人番号	1234 2345 3456
	⑤電話番号	075-000-△△△△
B. 出産する方	☐ 世帯主と同じ	
	フリガナ	キョウト ハナコ
	①氏名	京都 花子
	②生年月日	昭和(平成) 00年00月00日
	③住所	世帯主と同じ
	④個人番号	9876 8765 7654
C. 出産予定又は出産日	令和00年00月00日	
D. 単胎妊娠又は多胎妊娠の別	☒ 単胎 ☐ 多胎	

<注意事項>

1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。

2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。
なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料減額について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。

3. 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
① 出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）
② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

4. 国民健康保険料が最高限度額に達している世帯について、当該制度の減額後、引き続き最高限度額を超える場合は、保険料が減額されないことがありますので、ご了承ください。

以下、担当確認欄（記入不要）

決	記入不要	係員
台帳		分
出		円
(出)		☐ 有 ☐ 無